

## 将来に安定した地方税財政制度の構築に向けた 抜本的改革を求める意見書（案）

現在、国において平成 31 年度税制改正の議論が大詰めを迎えています。その中で「地方法人課税の偏在是正」及び「車体課税の見直し」が大きな争点となっています。

「地方法人課税の偏在是正」については、先般、総務省検討会の報告書が示されました。その中で、平成 20 年度に法人事業税の一部を国税化し、地方譲与税として配分し直す暫定措置として創設され、平成 28 年度に消費税が 10%になった段階で廃止し全額事業税に復元することが決定されていましたが、新制度でも同様の仕組みを恒久化するものとなっており、本府には大幅な減収が見込まれる内容となっています。

大阪は、日本初開催となる G20 サミット、持続的な経済成長のエンジンとなる IIR の立地、2025 万博など、更なる成長に向けた取り組みを行っているところですが、多額の減収は地方の施策推進に大きな支障となるだけでなく、南海トラフ巨大地震対策など 880 万府民の安全・安心のためのインフラ整備、増大する社会保障施策や教育関連施策にも大きな影響を及ぼすもので、断じて容認できません。

また、「車体課税の見直し」については、環境対策の推進等様々な行政課題に的確に対応する観点から、自動車の保有に係る税負担の軽減を図るため、自動車税の税率軽減などを求める内容となっていますが、地方にとっては交通安全施設の整備等の貴重な財源であることから、代替財源が示されないまま一方的に見直すことは、地方財政に多大な影響を与えるものであり、これも断じて容認できません。

近年、法人住民税の一部を国有化する地方法人税の創設や、地方消費税の清算基準の見直しなど、都市部に大幅な減収をもたらす税制改正が相次いで行われていますが、このような度重なる改正は、地方自治体の計画的な財政運営に必要な予見性を損なうのみならず、成長に向けた投資や改革努力・意欲が失われ、日本の成長や安定した住民サービスの提供への大きな支障を及ぼすものです。

以上のことから、真の地方分権の実現に向けて、場当たりの改正を繰り返すのではなく、将来的に安定した地方税財政制度の構築に向け、抜本的な改革を行うことを求めます。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

大阪府議会